



事務連絡
平成30年10月3日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害者に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大に関するQ&Aについて

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
身体障害者及び知的障害者に係る航空旅客運賃の割引について、一部の航空運送事業者（日本航空グループに属する6社）において、割引運賃の適用が拡大したことに伴い、「身体障害者航空旅客運賃の割引について」（平成14年10月16日社援発第1016008号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「知的障害者に対する航空旅客運賃の割引について」（平成3年9月24日児発第812号厚生省児童家庭局長通知）を廃止し、「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」（平成30年9月21日障発0921第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「新通知」という。）を発出し、平成30年10月4日から実施される所です。

新通知について各自治体から質問が寄せられたため、別紙のとおり取りまとめ、Q&Aを作成しましたので、参考にしていただき、管内市町村に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行にご協力をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課企画法令係

電話 03-5253-1111 (内 3049)

FAX 03-3502-0892

(別紙)

障害者に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大に関するQ&A

問1 平成30年10月4日から、航空旅客運賃の割引を適用していた航空運送事業者全てにおいて、割引運賃の適用範囲が拡大するのでしょうか。

(回答)

平成30年10月4日から、割引運賃の適用範囲を拡大するのは、以下の①の日本航空グループに属する6社となります。

① 適用範囲を拡大する事業者	② 適用範囲を拡大しない事業者
<ul style="list-style-type: none">・ 日本航空 (株)・ 日本トランスオーシャン航空 (株)・ 日本エアコミューター (株)・ 琉球エアコミューター (株)・ (株) ジェイエア・ (株) 北海道エアシステム	<p><u>全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、(株) AIRDO、(株) ソラシドエア、(株) スターフライヤー、スカイマーク(株)、(株) フジドリームエアラインズ、新中央航空(株)、アイベックスエアラインズ(株)、東邦航空(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)、天草エアライン(株)</u></p>

※割引運賃の適用区間は、全て定期航空路線の国内線全区間です。

※ただし、平成31年1月16日から、全日本空輸グループ等の5社(②のうち、下線のある事業者)においても、①の事業者と同様に適用範囲を拡大する予定と聞いておりますので、今後、詳細が分かり次第、各自治体に対して改正通知を发出させていただく予定としております。

問2 平成30年10月4日から、航空旅客運賃の割引の適用範囲はどのようになるのでしょうか。

(回答)

平成30年10月4日からの割引運賃の適用範囲は以下のとおりです。

	①の事業者	②の事業者
第一種身体障害者 第一種知的障害者	本人と介護者一名	本人と介護者一名
第二種身体障害者 第二種知的障害者		本人

問3 新通知を踏まえて、療育手帳に係る事務について、変更する必要があるのでしょうか。

(回答)

療育手帳に係る事務については、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）等の通知に基づき、各自治体における判断で適切に実施していただいております。

新通知はあくまで、①の日本航空グループに属する6社において、割引運賃の適用範囲が拡大されたことに関する周知であり、証明印の捺印の手続をはじめとして、療育手帳に係る事務を従前のものから変更するものではありません。